

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第四部 労働組合と政治・社会運動

II 社会運動の動向

2 公害反対運動

1 公害情勢と公害補償改悪反対闘争

公害補償法全面改正答申の経過と問題点

公害健康被害補償法の「第一種指定地域のあり方等について」環境庁長官から諮問をうけた中央公害対策審議会中公審は、環境保健部会専門委員会(委員長、鈴木武夫前国立公衆衛生院院長)において検討をすすめてきた。

一九八六年四月八日、前記専門委員会は「大気汚染と健康被害関係の評価に関する専門家委員会報告」を発表した。

この報告の要点は、「現在の大気汚染が総体として慢性閉塞性肺疾患の自然史に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できない」というところにあり、とくに強調する留意事項として、つぎのような指摘をした。

(1)検討の対象としたものは、主として一般環境の人口集団への影響にかんするものである。したがって、これよりも汚染レベルが高いと考えられる局地的汚染の影響は考慮を要するであろう。

(2)従来から、大気汚染にたいし感受性の高い集団の存在が注目されている。そのような集団が比較的少数にとどまるかぎり、通常の人口集団を対象とする疫学調査によっては結果的に見逃される可能性のあることに注意しなければならない。

八六年一〇月三〇日、中公審は臨時総会を開いて、環境保健部会の答申案について討議し、そのまま答申することを決めた。中公審が臨時総会を開くこと自体が異例のことであるが(過去に一回しか例がない)、総会を開かざるを得なかったのは公害被害者団体、科学者、医師、法律家をはじめ関係地方自治体からも多数の批判的見解が出されていたこと、また、伝えられるところによれば専門委員会委員長をはじめ中公審内部においても答申案にたいする批判が強かったことによる。

環境庁は、右答申をうけて関係自治体の意見を聴取したうえで、通常国会に補償法改定案を提出する予定にしている。

日本環境会議の提言

全国の公害・環境問題の専門家(法学、経済学、自然科学、医学、弁護士など)を組織した学際的研究学会である日本環境会議(代表=都留重人一橋大名誉教授、事務局長=宮本憲一大阪市大教授)の代表者は、一〇月一七日、稲村利幸環境庁長官に直接会い「要請書」を提出して公害補償制度の改悪に反対する申し入れをおこなった。この「要請」は、一〇月六日の中公審環境保健部会

の答申案が科学的根拠のないものであると批判するとともに、公害健康被害補償法は、むしろ、充実・強化されるべきであり、現行指定地域を維持したうえで、(1)NO2を地域指定の要件に入れて、幹線道路沿道をすみやかに地域指定すること、(2)幹線道路沿道の疫学調査を実施し、沿道の公害対策の強化をはかること、(3)地域環境保健計画の制度的確立をはかること、などを提言した。

ついで、十一月一日に第六回日本環境会議を川崎市において開催し、同会議のまとめの特別決議の一つとして「大気汚染被害の救済強化をもとめる提言」を公表し、「環境庁は、中公審答申が出る以前に、指定地域解除を前提として、その解除後の地域環境改善対策の財源となる企業からの拠出金による基金構想をまとめ上げる根回しを産業界とつづけてきた。これらは、行政のつくった原案を通すために中公審を『隠れミノ』として使ったものといわざるを得ず公正を欠くといってよい」と宣言した。

補償法改悪反対闘争の進展

公害補償法改悪反対闘争の中心になってたたかを進めた全国公害患者の会連合会は、一九八二年暮れから今日までの間、臨調、中公審、環境庁にむけて、六三回の中央行動、六回の公害総行動、延べ二万人、ビラ八五種一七五万枚の配布、職場・地域オルグ、署名活動などにとりくんだ。この間、被害地域での労働組合、市民団体との共闘態勢を強めてきたほか、東京では、東京地評、都職労、区労協などの支援を得て、公害総行動・集会を成功させてきた。

一九八六年一二月二三日には公害患者会と都職労が共催した「公害指定地域の全面解除に反対し、公害行政の充実を求める公害患者会と自治体労組の集い」が開かれた、

また、同年十一月一三日、全国公害患者の会連合会は、「一〇・三〇中公審答申後の大気汚染公害指定地域解除阻止闘争をさらに強化し、国民の健康・国土と緑を守ろう！（声明）」を公表した。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
